

宮崎県立みやざき中央支援学校

危険等発生時対処要領 (危機管理マニュアル)



令和6年 3月改訂

— 目 次 —

(事故)	
1	学校内における児童生徒の事故への対応・・・・・・・・・・ 1
2	校外学習等における児童生徒の事故への対応・・・・・・・・ 3
3	登下校時における児童生徒の事故への対応・・・・・・・・ 5
4	休日等における児童生徒の事故への対応・・・・・・・・ 7
(不審者対応)	
5	不審者の校内立ち入りへの対応・・・・・・・・・・ 9
(火災)	
6	学校での火災における対応・・・・・・・・・・ 11
7	学校での火災における対応（夜間・休日等）・・・・・・ 13
(水害)	
8	学校での大雨等水害における対応・・・・・・・・・・ 15
(地震・津波)	
9	学校での地震・津波における対応・・・・・・・・・・ 17
10	学校外での地震・津波における対応（校外学習等）・・・・ 20
11	学校外での地震・津波における対応（通学中）・・・・・・ 22
	スクールバス運行中における緊急時の対応（通学等）・・・・ 23
12	職員不在時の地震・津波における対応・・・・・・・・・・ 25
(弾道ミサイル対応)	
13	学校での弾道ミサイル発射に係わる対応（授業中）・・・・ 27
14	さまざまな場面における避難行動の留意点・・・・・・ 29
(失踪者対応)	
15	児童生徒の失踪における対応（授業中）・・・・・・ 30
16	児童生徒の失踪における対応（登校途中）・・・・・・ 32
17	児童生徒の失踪における対応（下校後・休日等）・・・・ 34
18	児童生徒の失踪における対応（校外学習中等）・・・・・・ 36
(別紙)	児童生徒失踪時の校内搜索箇所・・・・・・・・・・ 38
	集中管理教室、校外搜索地図・・・・・・・・・・ 39

○危機管理マニュアルの位置付け

<p>【学校保健安全法】 危険等発生時対処要領の作成等 第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。</p> <p>【消防法】 第8条第1項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。</p>
--

※ 本部を設置した場合、本部長は校長とする。不在の場合は、教頭→教頭→事務長が本部長となる。

1 学校内における児童生徒の事故への対応

- 1 事故発生・・・発見者または近隣の職員が、「救命措置」を第一に応援を求める。
応援に駆け付けた職員に、応援要請の放送と AED 確保を依頼する。（緊急です。
関係の職員は至急〇〇へ集まってください）
- 2 応急措置・・・救命措置、応急措置を行う。
- 3 救急連絡・・・救急車が必要と判断した場合、救急車の要請をする。
救急車を要請した者は、事務室に連絡し誘導を依頼する。
- 4 状況確認・・・該当児童生徒の学年、性別、氏名、発生場所、時間、原因、状況、傷病の程度、
保護者名、保護者との連絡状況等を確認する。《管理職》
- 5 病院搬送・・・傷病の程度により、病院に搬送する。
- 6 保護者連絡・・・児童生徒の保護者へ、事故の状況、傷病の程度、搬送先の病院名等について
連絡をする。《学級担任または副担任および学年主任》
- 7 現状報告・・・病院に搬送後、付添の職員が学校へ該当児童生徒の状況を報告する。
《養護教諭、学級担任または副担任、関係職員》
- 8 関係機関・・・県教育委員会等への報告は校長が判断する。

留意事項

- ① 保護者への連絡は、相手に動揺させることがないように、事故の状況、傷病の状況、
搬送先の病院名、保険証の持参等、落ち着いて連絡する。
- ② 他の児童生徒への配慮をする（カーテン、目隠し等で見えないようにする）
- ③ 加害者がいる場合、加害者の保護者にも必ず状況説明の連絡をする。
（生命に関わる場合、被害者の保護者に連絡をとった後で、大きな傷病でない場合は、
病院から連絡を受けた後とする。）
- ④ 生命に関わる事故の場合、必ず管理職が病院へ行く。
- ⑤ 部外者等の対応については、校長（または教頭）が行う。

1 学校内における児童生徒の事故への対応

	事前の対応	発生時の対応	事後の対応
(職員)	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの把握 保健調査票の準備 	<p>(学級担任または発見者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への連絡 (加害者がいる場合は、加害者の保護者へも状況説明を行う)
(保健室)	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの把握 		スポーツ振興センター手続き
(管理職)	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの周知 		<ul style="list-style-type: none"> 状況把握 保護者への連絡指示 関係機関へ報告 連絡状況の確認
(事務室)			

2 校外学習等における児童生徒の事故への対応

- 1 事故発生・・・発見者または近隣の職員が、「救命措置」を第一に応援を求める。
応援に駆け付けた職員に、①学校への連絡、②AEDの確保を依頼する。
- 2 応急措置・・・救命措置、応急措置を行う。
- 3 組織連絡・・・学校（管理職）へ連絡し、随時、現場の状況を確認する。
- 4 救急連絡・・・救急車が必要と判断した場合、救急車の要請をする。《引率者》
救急車を要請した場合は、管理職が養護教諭に連絡する。
- 5 状況確認・・・該当児童生徒の学年、性別、氏名、発生場所、時間、原因、状況、傷病の程度、
保護者名、保護者との連絡状況等を確認する。《管理職》
- 6 病院搬送・・・傷病の程度により、病院に搬送する。その際は、タクシーを利用する。
《学級担任または副担任、関係職員》
- 7 保護者連絡・・・児童生徒の保護者へ、事故の状況、傷病の程度、搬送先の病院名等について連
絡をする。《学級担任または副担任》
- 8 現状報告・・・病院への搬送後、付き添いの職員が学校に該当児童生徒の状況を報告する。
《養護教諭、学級担任または副担任、関係職員》
- 9 関係機関・・・県教育委員会等への報告は校長が判断する。

留意事項

- ① 校外学習等においては、事前に緊急時の病院を確認し、計画書に記載しておく。
- ② 交通事故の場合、加害者の名前、連絡先（住所、電話番号、勤務先等）、車種やナンバープレート等の確認をし、警察に説明できるようにしておく。
- ③ 保護者への連絡は、保護者を動揺させることがないように、事故の状況、傷病の状況、搬送先の病院名、保険証の持参等、落ち着いて連絡する。
- ④ 生徒が加害者である場合、加害者の保護者にも必ず状況説明の連絡をする。
（生命に関わる場合、被害者の保護者に連絡をとった後で、大きな傷病でない場合は、病院から連絡を受けた後とする。）
- ⑤ 生命に関わる事故の場合、必ず管理職が病院へ行く。
- ⑥ 部外者等の対応については、校長（または教頭）が行う。

2 校外学習等における児童生徒の事故への対応

	事前の対応	発生時の対応	事後の対応
(職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの把握 ・緊急時の病院およびAED設置場所の確認 ・保健調査票の持参 	<p>(学級担任または発見者)</p> <p>(他の職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校へ連絡 AEDの確保 他の児童生徒への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡 (加害者がいる場合は、加害者の保護者へも状況説明を行う) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>交通事故等の場合 加害者の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 名前 ○ 連絡先 <ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・電話番号 ・勤務先 ○ 車種 ○ ナンバープレート </div>
(管理職)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの周知 	<p>状況確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・保護者への連絡指示 ・関係機関へ報告 ・連絡状況の確認
(保健室)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの周知 ・保健調査票の管理 	<p>状況確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興センター手続き

3 登下校時における児童生徒の事故への対応

(本校児童生徒が事故等に遭った場合)

- 1 事故の連絡・・・学校または学級担任に一報が入る。
氏名、性別、学年、学部、発生場所、時間、事故の状況、対応状況等について聴取し記録する。必ず通報者の氏名、連絡先（電話番号等）を聞く。
- 2 組織連絡・・・管理職へ連絡する。関係職員（学級担任、副担任、学部主事、学年主任、生徒指導主事）へも連絡する。
- 3 状況確認・・・管理職の指示により、学級担任または副担任、生徒指導主事が現場へ行き、現場の状況を確認する。状況によっては、警察等の関係機関に連絡する。
(交通事故の場合は、必ず消防・警察に連絡済かどうか確認する。)
該当児童生徒の学年、性別、氏名、発生場所、時間、原因、状況、傷病の程度、保護者名、保護者との連絡状況等を調査する。
《学級担任または副担任》
- 4 病院搬送・・・傷病の程度により、病院に搬送を要請する。
《養護教諭、学級担任または副担任、関係職員》
- 5 保護者連絡・・・児童生徒の保護者へ、事故の状況、傷病の程度、搬送先の病院名、保険証の持参等について連絡する。《学級担任または副担任》
- 6 現状報告・・・病院に搬入後、付添の職員が学校に該当児童生徒の状況を報告する。
《養護教諭、学級担任または副担任、関係職員》
- 7 関係機関・・・県教育委員会等への報告は校長が判断する。

留意事項

- ① 保護者への連絡は、保護者を動揺させることがないように、落ち着いて対応する。
- ② 交通事故の場合、加害者の名前、連絡先（住所、電話番号、勤務先等）、車種やナンバープレート等の確認をし、警察に説明できるようにしておく。
- ③ 生徒が加害者である場合、加害者にも必ず状況説明を聞く。
(生命に関わる場合、被害者の保護者に連絡をとった後で、大きな傷病でない場合は、病院から連絡を受けた後とする。)
- ④ 生命に関わる事故の場合、必ず管理職が病院へ行く。
- ⑤ 部外者等の対応については、校長（または教頭）が行う。

3 登下校時における児童生徒の事故への対応

	事前の対応	発生時の対応	事後の対応
(職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの把握 ・保健調査票の準備 	<p>(学校または学級担任、養護教諭)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡 (加害者がいる場合は、加害者の保護者へも状況説明を行う) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>交通事故等の場合 加害者の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 名前 ○ 連絡先 <ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・電話番号 ・勤務先 ○ 車種 ○ ナンバープレート </div>
(管理職)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの周知 		<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・保護者への連絡指示 ・関係機関へ報告 ・連絡状況の確認
生徒指導主事			

4 休日等における児童生徒の事故への対応（大会等引率時）

（本校児童生徒が事故等に遭った場合）

- 1 事故の連絡・・・学校（警備員を通じて）または管理職に一報が入る。
氏名、性別、学年、学部、発生場所、時間、事故の状況、対応状況等について聴取し記録する。必ず通報者の氏名、連絡先（電話番号等）を聞く。
- 2 組織連絡・・・関係職員（学級担任、副担任、学部主事、学年主任、生徒指導主事、養護教諭）へも連絡する。
- 3 状況確認・・・管理職の指示により、部顧問、引率者が現場へ行き、現場の状況を確認する（不在の場合は、学級担任、副担任、学年主任、学部主事、生徒指導主事が代行する。）状況に応じて警察等に連絡する。
（交通事故の場合は、必ず消防・警察に連絡する。）
該当児童生徒の学年、性別、氏名、発生場所、時間、原因、状況、傷病の程度、保護者名、保護者との連絡状況等を調査する。
《学級担任または副担任、不在の場合は学部主事等》
- 4 病院搬送・・・傷病の程度により、病院に搬送を要請する。
- 5 保護者連絡・・・保護者が同伴していなかった場合、児童生徒の保護者へ、事故の状況、傷病の程度、搬送先の病院名、保険証の持参等について連絡する。《部顧問、引率者が不在の場合は、担任または副担任、学年主任、学部主事、生徒指導主事等》
- 6 現状報告・・・病院に搬送後、付添の職員が学校に該当児童生徒の状況を報告する。
- 7 関係機関・・・県教育委員会等への報告は校長が判断する。

留意事項

- ① 保護者への連絡は、保護者を動揺させることがないように、落ち着いて対応する。
- ② 交通事故の場合、加害者の名前、連絡先（住所、電話番号、勤務先等）、車種やナンバープレート等の確認をし、警察に説明できるようにしておく。
- ③ 生命に関わる事故の場合、必ず管理職が病院へ行く。
- ④ 部外者等の対応については、校長（または教頭）が行う。

4 休日等における児童生徒の事故への対応

	事前の対応	発生時の対応	事後の対応
(職員)	・マニュアルの把握	<p>(管理職または学級担任)</p> <pre> graph TD A[事故の連絡] --> B[状況の把握] B --> C[状況確認] C --> D[指示により現場に急行] D --> E{救急車} E -- 必要 --> F[救急車到着] E -- 不要 --> G[学校へ現状報告] F --> H[病院搬送] H --> I[保護者連絡] I --> J[学校へ現状報告] </pre>	<p>・保護者への連絡 (加害者がいる場合は、加害者の保護者へも状況説明を行う)</p> <p>交通事故等の場合 加害者の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 名前 ○ 連絡先 <ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・電話番号 ・勤務先 ○ 車種 ○ ナンバープレート
(管理職)	・マニュアルの周知	<pre> graph TD A[状況確認] --> B[必要に応じて現場急行の指示] </pre>	<p>・状況把握</p> <p>・保護者への連絡指示</p> <p>・関係機関へ報告</p>

5 不審者の校内立ち入りへの対応

- 1 訪問受付・・・登下校時を除く9時15分以降14時までは校門を閉め、訪問者が都度その開閉を行う。
卒業生であっても、外部の者（保護者、学校関係者を除く）が校内に立ち入る場合は、事務室に設置してある来校受付簿に必要事項を記入して、名札を付けて立ち入るようにする。
- 2 不審者侵入・・・名札を付けていない不審者を見かけたら、原則として複数（2人以上）で対応し（遠くから不審者に呼びかける場合を除く）、事務室で来校受付をするように依頼する。
やむを得ず1人で対応するときは、不審者に近づかず十分に距離（2m以上）を保って声をかける。
- 3 応援要請・・・依頼に応じない場合は、周辺の職員に応援を依頼する。
周辺の職員は校内放送（990）で、不審者の侵入場所を知らせる。

管理職および協力できる職員は放送を受けて現場へ急行し、校外への退出を命じる。

事務室は、警察へ直ちに通報する。

- 4 安全確保・・・不審者に対応する職員は、自分の安全を確保しつつ、児童生徒を安全な場所に避難させる。応援に駆けつける職員は、さすまた等の護身用の道具を持参する。
- 5 関係機関・・・県教育委員会等への報告や警察への対応は、校長が判断する。

留意事項

- ① 110番通報後、不審者でなかったことが判明した場合は、直ちに再度110番で誤りを報告する。
- ② 声かけや指示に従わない侵入者を不審者とみなし、対応する。

5 不審者の校内立ち入りへの対応

	事前の対応	発生時の対応	事後の対応
(職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの把握 ・さすまた等の場所の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策委員会開催 ・校内の情報収集 ・保護者への連絡 (tetoru、文書による連絡) ・教育再開の目途・準備 ・児童生徒の心のケア ・再発防止対策
(管理職)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの周知 		<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・警察への事情説明 ・関係機関へ報告 ・保護者への連絡指示
(事務室)			

6 学校での火災における対応

- 1 火災発生・・・発見者または近隣の職員が、大声で通報するとともに、火災報知器や事務室からのアナウンス等で火災であることを知らせる。
- 2 状況把握・・・発見者は初期消火ができると判断したら、消火器等で消火活動を行う。その間、初期消火班は、現場へ急行する。
- 3 本部設置・・・校長を本部長とし、事務室に設置し、本部対応として防火管理者が待機する。
《防火管理者：教頭》
- 4 避難指示・・・初期消火が不可能な場合は、火災発生場所、避難経路、避難場所を明確にし、児童生徒及び職員に指示を出す。
本部より消防署への連絡を指示する。（事故の状況、被害の程度等）《事務室》
※火災発生場所付近の消火栓にある電話機に専用機器を持参し接続する。
- 5 避難誘導・・・避難指示に従い、避難を行う。《学級担任または副担任、関係職員》
職員は、近隣の施設内の避難状況を確認しながら避難を促す。
- 6 避難確認・・・校長を本部長とし、本部長は避難場所で待機する。
避難が終了したら、人数を確認し、本部長へ報告する。
（担任 → 学部主事・学年主任 → 本部長）
また、確認できない児童生徒または職員がいた場合も、本部長へ報告し、本部長の指示に従って、捜索を行う。
- 7 非常持出・・・火災の状況により、持ち出しが可能であれば、本部長の指示により、重要物件の搬出、保管にあたる。《教頭、関係職員》
- 8 鎮火処理・・・鎮火後の処理については、現場の状況に応じて本部長が指示する。
児童生徒の引き渡しについては、本部長が判断する。
- 9 関係機関・・・県教育委員会等への報告、消防や警察への対応は、校長が判断する。
- 10 児童生徒・・・児童生徒の対応、保護者への連絡等について、校長が判断する。

留意事項

- ① 初期消火班は、あらかじめ消火器を持って現場に急行する。
(初期消火班は、学校要覧VI総務 防災規則 第3章自衛消防組織及び非常防火組織 参照)

6 学校での火災における対応

	事前の対応	火災発生時の対応	事後の対応
(職員)	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの把握 避難困難児童生徒の把握と対応等の検討 避難状況や経路のシミュレーション 児童生徒の緊急連絡先の確認 消火栓や消火器等の消火設備の場所や使用方法の確認 		<ul style="list-style-type: none"> 校内の情報収集 保護者への連絡 児童生徒の引き渡しへの対応
(管理職)	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの周知 重要物件の確認 		<ul style="list-style-type: none"> 職員への状況把握への指示 消防・警察への事情説明 関係機関へ報告 保護者への連絡指示
(事務室)	<ul style="list-style-type: none"> 重要物件の確認 		<ul style="list-style-type: none"> 重要物件の確認

7 学校での火災における対応（夜間・休日等）

- 1 火災発生・・・発見者（警備員等）が、管理職へ連絡し（組織連絡）、現場へ来てもらう。
- 2 状況把握・・・発見者は初期消火ができると判断したら、消火器等で消火活動を行う。
初期消火が不可能な場合は、周囲の安全を確保しながら消防の到着を待つ。
- 3 本部設置・・・校長を本部長とし、事務室に設置する。本部対応として防火管理者が待機する。《防火管理者：教頭》
- 4 緊急出勤・・・管理職の指示で、teams や緊急連絡網により全職員へ連絡し、出勤できる職員は直ちに出勤する。
- 5 非常持出・・・火災の状況により、持ち出しが可能であれば、管理職の指示により、集合した職員で、重要物件の搬出、保管にあたる。《関係職員》
その判断は、消防の指示に従う。
- 6 鎮火処理・・・鎮火後の処理については、消防署の指示を受け本部が指示する。
職員は、出火前の現場周辺の状況について情報収集にあたる。
（戸締まりの状況、ガス、電気器具等の使用状況、その他）
- 7 保護者連絡・・・特に必要のある場合には、校長の判断により、児童生徒の保護者へ連絡をする。
《学級担任または副担任》
寄宿舎生の引き渡しが必要な場合、校長が判断する。
- 8 関係機関・・・県教育委員会等への報告、消防や警察への対応は、校長が判断する。

留意事項

- ① 消防車が消火活動等を行っている場合、非常持出等については消防署の指示に従って校内に入る。

7 学校での火災における対応（職員不在時）

	事前の対応	火災発生時の対応	事後の対応
(警備員等)	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先番号の確認 ・消火栓や消火器等の消火設備の場所や使用方法の確認 		
(管理職)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の常備 ・警備員等への初期消火依頼 		<ul style="list-style-type: none"> ・職員への状況把握の指示 ・消防・警察への事情説明 ・関係機関へ報告 ・保護者への連絡指示
(職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の確認 ・teamsの確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・校内の情報収集 ・保護者への連絡 ・生徒の引き渡しへの対応

8 学校での大雨等水害における対応

- 1 警報発令・・・警報または特別警報発表時、周辺地域の状況、今後の気象状況等を確認する。
(状況把握) 状況に応じて、校内待機または下校連絡を指示する。《管理職》
但し、特別警報発表時は、原則として校内待機とする。

(避難等が必要な場合)

- 2 本部設置・・・校長を本部長として、一次本部を事務室に設置する。
状況に応じて、二次本部を2階職員室に設置する。
- 3 避難指示・・・職員は2階以上の教室等、安全な所で避難または待機するように指示する。本部より、状況説明の放送を入れる。
- 4 避難誘導・・・避難指示に従い、避難を行う。《学級担任または副担任、関係職員》
職員は、近隣の施設内の避難状況を確認しながら避難を促す。
- 5 避難確認・・・避難が終了したら、人数を確認し、本部長へ報告する。確認できない児童生徒または職員がいた場合、本部長へ報告する。
本部長の指示に従って、捜索を行う。
- 6 状況確認・・・水害による被害状況を把握するために、本部の指示に従って、捜索できる職員が校内を見回る。
- 7 安全確保・・・学校周辺、国道10号線周辺の状況や日向住吉駅(JR)の状況を本部が把握し、安全が確認できるまで、児童生徒を下校させずに避難場所で待機させる。
その場合、tetoruや電話で保護者へ状況を伝える。
- 8 下校判断・・・学校周辺の安全が確認され、国道10号線周辺、日向住吉駅(JR)、通学路及び児童生徒の居住地域の安全が確認されたと本部が判断した場合、tetoruで保護者に連絡し、児童生徒を下校させる(保護者へ連絡が取れない場合、引き続き学校に待機)。その時、保護者への引き渡し場所等についても連絡する。
なお寄宿舎生については、保護者の判断により寄宿舎待機または下校とする。
- 9 関係機関・・・県教育委員会等へ学校及び学校周辺の被災状況について報告する。

□ 職員不在時における大雨等水害時の職員参集・配置基準

「宮崎県教育委員会防災計画」に基づき、職員不在時における大雨時の職員参集・配置基準を以下の通りとする。

配置基準	管理職	学校職員	寄宿舎職員
大雨警報又は洪水警報発令時で、災害対策本部が設置された場合	校長の判断による。		

8 学校での水害における対応

	事前の対応	水害発生時の対応	事後の対応
(職員)	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの把握 避難困難児童生徒の把握と対応等の検討 避難状況や経路のシミュレーション 児童生徒の緊急連絡先の確認 児童生徒引き渡しカードの準備 		<ul style="list-style-type: none"> 校内の情報収集 保護者への連絡 駐車場の整理
(管理職)	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの周知 保護者への引き渡し用の名簿の準備 近隣住民との対応確認 		<ul style="list-style-type: none"> 職員への状況把握への指示 関係機関へ報告
(事務室)			<ul style="list-style-type: none"> 連絡確認対応

9 学校での地震・津波における対応

- 1 地震発生・・・職員は、児童生徒に机の下等、安全な所に身を隠すように指示する。地震・津波情報を把握できた者が、職員室または事務室より地震の放送を入れる。放送が使用できない場合は、メガホン等で各学部速やかに伝達する。

(避難等が必要な場合)

- 2 本部設置・・・校長を本部長として、一次本部を事務室に設置する。
状況に応じて、二次本部を3階音楽準備室に設置する。
- 3 避難指示・・・本部は避難場所を選定し、揺れが治まったら児童生徒、職員への避難を指示する。
※基本は垂直避難とする。ただし、倒壊状況によっては運動場を避難場所とする。
- 4 避難誘導・・・避難指示に従い、避難を行う。《学級担任または副担任、関係職員》
職員は、近隣の施設内の避難状況を確認しながら避難を促す。
- 6 避難確認・・・本部長は避難場所で待機する。
避難が終了したら、人数を確認し、本部長へ報告する。
(担任 → 学部主事・学年主任 → 本部長)
また、確認できないまたは負傷している児童生徒や職員がいた場合も、本部長へ報告し、本部長の指示に従って、捜索や救護を行う。
地震による被害状況を把握するために、本部長の指示に従って、担架班等で校内を見回る。状況を確認し、安全が確認された上で、教室に戻るかどうかの判断を本部長が行い、指示を出す。

(大地震のみ、または津波が学校周辺まで来なかった場合)

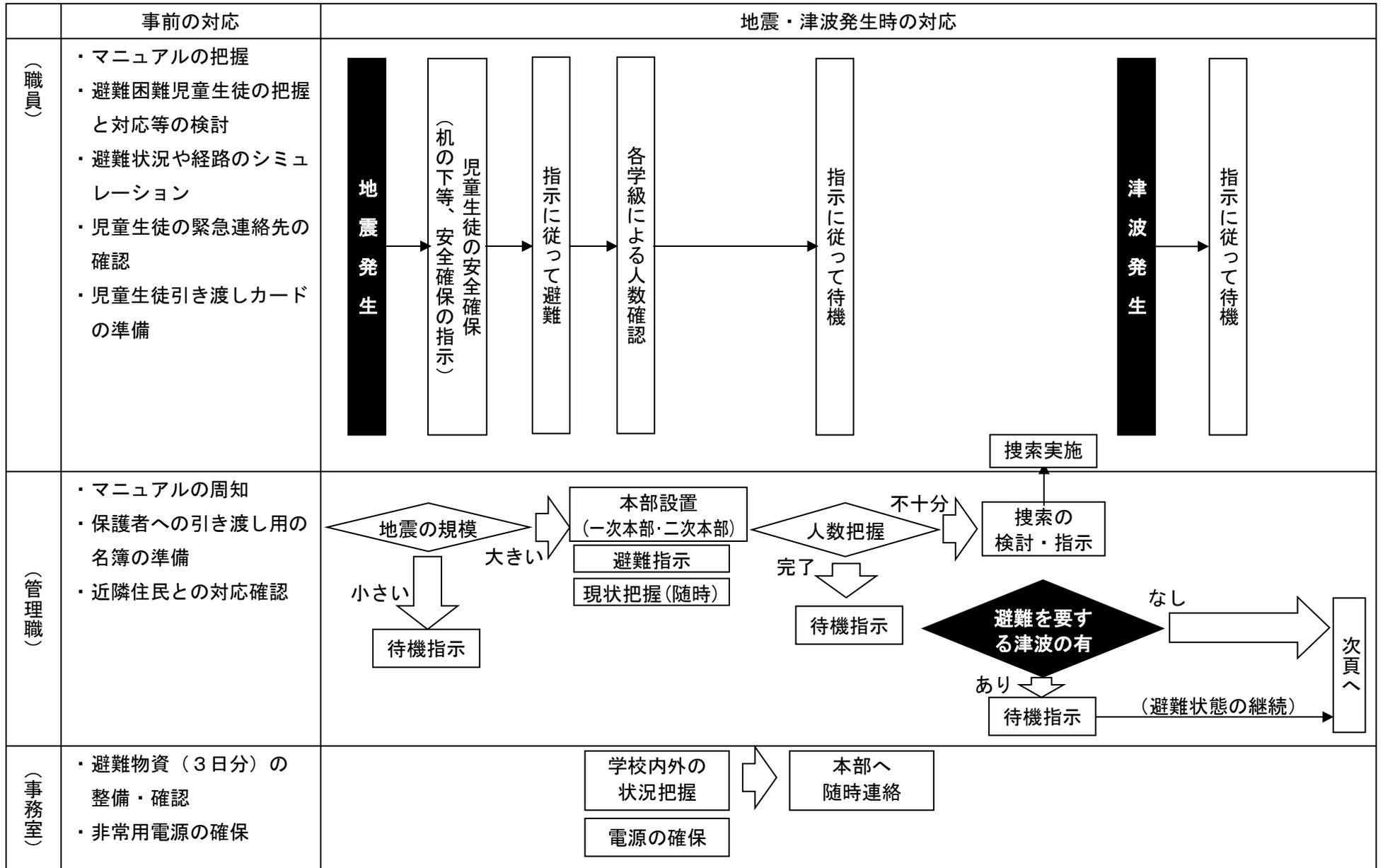
- 7 安全確保・・・学校周辺、国道10号線周辺の状況や日向住吉駅の状況を把握し、安全が確認できるまで、児童生徒を下校させずに避難場所で待機させる。
- 8 下校判断・・・学校周辺の安全が確認され、国道10号線周辺、日向住吉駅(JR)、通学路及び児童生徒の居住地域の安全が確認されたと本部が判断した場合、みや央メールにて保護者に連絡し、児童生徒を下校させる(保護者へ連絡が取れない場合、引き続き学校に待機)。その時、保護者への引き渡し場所等についても連絡する。
なお、寄宿舎生については、保護者の判断により寄宿舎待機または下校とする。

- 9 関係機関・・・県教育委員会等へ学校及び学校周辺の被災状況について報告する。

留意事項

- ① 避難が必要なほどの大きな地震の場合、津波を想定して必ず校舎3階へ避難する。
- ② 大津波が発生し、学校に迫っている場合は、校舎3階で待機する。その際に児童生徒に被害状況を見せないように、カーテンなどで窓を覆う。
- ③ 大津波が発生して、あらゆるものを流してしまい、すぐに復旧が見込めない場合は、校舎3階で3日程度過ごさなければならない状況になることも想定しておく。

9 学校での地震・津波における対応 ①



9 学校での地震・津波における対応 ②

	地震・津波発生時の対応	事後の対応
(職員)	<p>引き渡しカード記入後、児童生徒下校</p> <p>各学部・学年による引き渡し名簿の集約</p> <p>tetoruによる安否・状況伝達</p>	<p>防災対策委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内の情報収集 ・保護者への連絡 ・教育再開時期の目途・準備 ・児童生徒の心のケア
(管理職)	<p>前頁から</p> <p>学校周辺の安全確認 主要幹線道路・JR等の確認</p> <p>待機指示 (避難状態の継続) (保護者の連絡待ち)</p> <p>引き渡し名簿の集約</p> <p>保護者への連絡指示</p> <p>完了</p> <p>不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への状況把握への指示 ・関係機関へ報告 ・福祉避難所開設の判断
(事務室)	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しに伴うサポート 	

10 学校外での地震・津波における対応（校外学習等）

- 1 地震発生・・・職員は、児童生徒に安全な場所に身を隠すように指示する。特に室外の場合、周辺に建物があれば落下物の危険性があるので、建物からできる限り離れるように指示する。《引率者》
- 2 本部設置・・・校長を本部長として、一次本部を事務室に設置する。
状況に応じて、二次本部を3階音楽準備室に設置する。
- 3 避難誘導・・・揺れが治まり、避難が可能な状態であることを確認した後、児童生徒と職員は、事前に計画したより安全な場所へと避難する。《引率者》
- 4 避難確認・・・周囲の状況に注意し、児童生徒の安全を確認しながら避難を開始する。避難が終了したら、人数を確認して学校へ状況報告をする。また保護者へも児童生徒が無事であることを連絡する。《引率者》
- 5 状況確認・・・本部は随時、引率者との状況確認を行う。

(大地震のみ、または津波が周辺まで来なかった場合)

- 6 安全確保・・・周囲の状況に注意し、安全が確認できるまで、周辺の関係機関及び学校（本部）と相談しながら、児童生徒と一緒にその場所で待機する。
- 7 帰校判断・・・本部との協議の上、帰校した方が安全であると判断された場合、周囲の状況に注意しながら学校へ戻る。学校に戻ったら、安否確認を含め保護者へ連絡を取り、児童生徒を下校させる。保護者へ連絡が取れない場合、学校に待機させる。
また、待機場所や周辺の避難所等の方が安全であると判断された場合、そこで待機、状況に応じて保護者との引き渡しを行う。その際、随時本部との連絡を行うこととする。
- 8 関係機関・・・県教育委員会等へ児童生徒の安全確保について報告する。

留意事項

- ① 避難が必要なほどの大きな地震の場合、津波を想定して必ず大きな建物の上層階か高台へと避難する。
- ② 大津波が発生し、迫っている場合は、その場で待機する。その際に児童生徒に被害状況を見せないようにする。
- ③ 大津波が発生して、あらゆるものを流してしまい、すぐに復旧が見込めない場合は、その場所で2、3日過ごさなければならない状況になることも想定しておく。

10 学校外での地震・津波における対応（校外学習等）

	事前の対応	地震・津波発生時の対応	事後の対応
(職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの把握 ・避難困難児童生徒の把握と対応等の検討 ・避難状況や経路のシミュレーション ・活動地等における避難場所の確認 ・保健調査票の持参 		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡 ・引き渡し後の居場所確認
(管理職)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの周知 ・保護者への引き渡し用の名簿の準備 		<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・関係機関へ報告 ・保護者への連絡指示

1 1 - 1 学校外での地震・津波における対応（通学中）

1 地震発生

(1) 自転車・徒歩通学生

単独で通学中の児童生徒は、安全な場所を探して身を隠す。特に、室外の場合は、周辺に建物があれば落下物の危険性があるので、建物からはできる限り離れるようにする。

(2) J R通学生・路線バス通学生

運転中は乗務員の指示に従う。

駅では、駅員の指示に従う。

バス停留所では、近くの大人の指示に従う。一人の場合は（1）に準じる。

駅や停留所に移動中は（1）に準ずる。

(3) スクールバス生

地震発生後、バス会社、スクールバス添乗員と連絡を取り、状況を確認する。

スクールバス運行中は添乗員の指示に従う。

バス停留所では、保護者の指示に従う。単独通学生も準じる。

2 安全避難

(1) 自転車・徒歩通学生

揺れが治まり、安全な状態になった場合、学校に近ければ学校の方へ戻り、避難する。

（家が近ければ、家の方へ戻り避難する）。

(2) J R通学生・路線バス通学生

運転手や乗務員の指示に従う。

駅では、駅員の指示に従う。

バス停留所では、近くの大人の指示に従う。一人の場合は（1）に準じる。

駅や停留所に移動中は（1）に準ずる。

(3) スクールバス生

運転手、添乗員の指示に従う。近くの安全な高台に向かって移動する。

バス停留所では、保護者の指示に従う。単独通学生も準じる。

状況によっては、学校に戻る場合もある。

3 状況報告・・・本人または保護者は、学校に状況を必ず報告する。

4 安全確認（大地震のみ、または津波が周辺まで来なかった場合も含む）

（1）（2）（3）ともに安全が確認できた場合は、その場所で待機する。

安全が確認できない場合は、確認できるまで連絡を行う。 《学級担任また副担任》

5 関係機関・・・県教育委員会等へ児童生徒の安全確保等について報告する。

留意事項

① 避難が必要な大きな地震の場合、津波を想定して必ず大きな建物か高台へと避難する。

1 1 - 2 スクールバス運行中における緊急時の対応（通学中）

○ 事故・災害等、緊急時の対応

～平成27年11月30日のスクールバスの安全な運行に関する話し合いより～

○ バスの動き

① 事故等、バスが動けなくなった場合

- ・バスから学校、営業所へ連絡（バスが動かない場合、代車を準備）
- ・事故の場所とバスの状況確認、児童生徒の状況確認（誰がバスに残っているかも含む）
- ・運転再開予定時刻が決まり次第、保護者への連絡を **tetoru** や電話で行う。

② 災害等、指定の停留所に到着できない場合

- ・学校へ連絡…現在地を連絡。運転再開が無理な場合は、学校へ引き返すこともありうる。
（バスが動く場合と動かない場合で異なる）
- ・営業所へも連絡。津波の時は高台、または安全が確保できる場所へ逃げる。
（宮崎市内でバスが動かない時は、高いビルへ避難してもらう。
西都便の場合は、新田原方面へ逃げる）

○ 保護者への連絡及び引き渡し

- ・添乗員から学校へ連絡。学校から保護者へ確実に連絡を行う。
- ・学校の電話回線が塞がる可能性があるので、添乗員へ教頭の連絡先を伝えておく。
- ・災害時の拠点となる運行営業所の連絡先を確認しておく。
- ・学校の **tetoru** をスクールバス関係にも届くようにしておく。

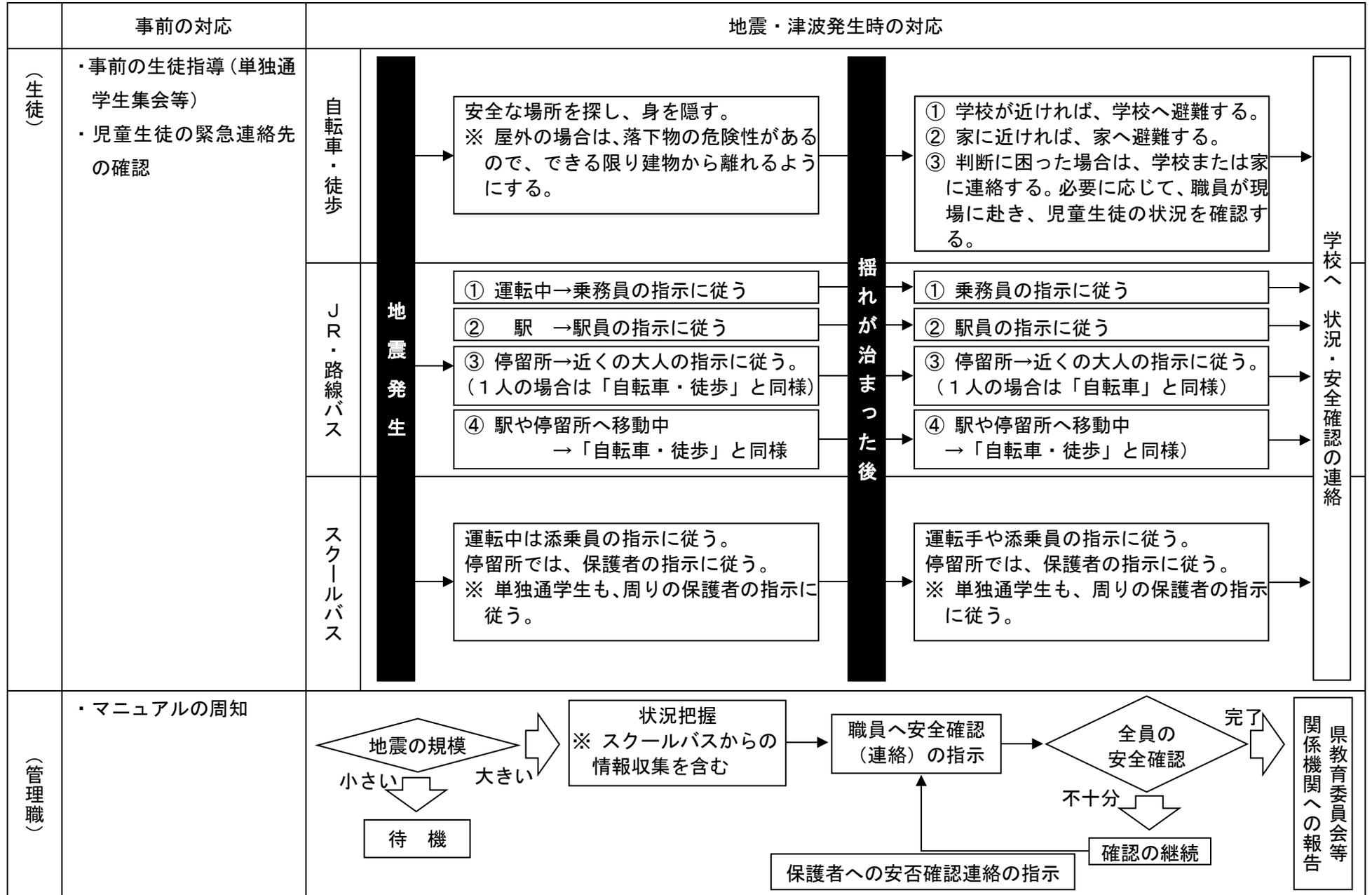
1 1 - 3 バス乗車・降車時における所在確認

- 送迎用バスに限らず、学校において校外学習や部活動等で児童生徒が自動車へ乗降車する際、学級担任・副担任の確認、係の確認（全員降車後に点検）等の方法により児童生徒の所在を確実に確認する。

1 1 - 4 送迎用バスへの安全装置の装備

- 通学用の自動車を運行する時は、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて点呼等の方法により児童生徒の所在を確認する。

1 1 学校外での地震・津波における対応（通学中）



1 2 休日等の地震・津波における対応

- 1 地震発生・・・学校周辺に重大な災害をもたらす地震が発生した場合、または被害が学校にも及ぶと予想される場合に限る。
- 2 本部設置・・・校長を本部長とする。設置個所については、随時判断する。
- 3 状況把握・・・警備員等から連絡があった場合、管理職は学校周辺の状況を収集するように指示を出す。また管理職は直ちに出勤して本部を設置し、地震による被害の状況を確認する。学校周辺の被害状況も把握する。
- 4 緊急出勤・・・管理職の指示で、teams や緊急連絡網により全職員へ連絡し、出勤可能な職員に対して出勤を要請する。
緊急出勤ができない職員については、出勤可能な状況となった場合に出勤する。
- 5 保護者連絡・・・児童生徒及び保護者の被災状況を把握するとともに、必要に応じて、学校の被災状況や今後の対応を説明する。《学級担任または副担任》
学級担任等（出勤できない職員も含む）は、児童生徒の被災状況を本部へ報告する。
- 6 関係機関・・・県教育委員会等へ学校及び学校周辺の被災状況について報告する。

留意事項

- ① 本項の適用については、学校及びその周辺に重大な災害をもたらす地震が発生した場合に限る。
- ② 学級担任等は、児童生徒の緊急連絡先を把握しておく。
- ③ 津波が予想され、地域住民が避難に来る場合、安全な場所へ誘導するように指示を出す。
- ④ 大津波が発生して、すぐに復旧が見込めない場合は、3階で2、3日過ごさなければならぬことも想定しておく。
- ⑤ 管理職は、緊急出勤要請時に各職員が要する出勤時間を把握しておく。
- ⑥ 管理職は、職員の被災状況を早期の把握に努める。

※本校が指定福祉避難所として機能する際は、『宮崎県立みやざき中央支援学校指定福祉避難所運営マニュアル』に沿って運営を行う。

「宮崎県教育委員会防災計画」に基づき、地震発生時及び津波警報発令時の職員参集・配置基準を以下の通りとする。

地震発生時の職員参集・配置基準

配置基準	管理職	学校職員	寄宿舎職員
県内で震度6弱以上の地震が発生した場合	自身の安全を確保しつつ、職員は可能な範囲で出勤して配置につく。		
県内で震度5弱～震度5強の地震が発生した場合	自身の安全を確保しつつ、可能な範囲で出勤して配置につく。		

津波警報発令時の職員参集・配置基準

配置基準	管理職	学校職員	寄宿舎職員
津波予報区「宮崎県」に大津波警報又は津波警報が発令された場合	校長の判断による。		

1 2 学校での地震・津波における対応（職員不在時）

	事前の対応	地震発生時の対応	事後の対応
(警備員等)	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの把握 	<p>○ 本項の適用については、学校及びその周辺に重大な災害をもたらす地震が発生した場合に限る。 ○ 地震に伴う火災発生時には、「2 学校での火災における対応（職員不在時）」の対応に準ずる。</p>	
(管理職)	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの周知 津波発生時の地域住民の避難・誘導に対する確認 		<ul style="list-style-type: none"> 職員への状況把握の指示 消防・警察への事情説明 関係機関へ報告 保護者への連絡指示
(職員)			<ul style="list-style-type: none"> 校内の情報収集 保護者への連絡

1 3 学校での弾道ミサイル発射に係わる対応（授業中）

- 1 ミサイル発射・・・関係機関からのJアラート（全国瞬時警報システム）や緊急速報メールの配信を受け、校内緊急放送により全職員・全校児童生徒に緊急避難情報を伝える。

【 校内放送例 】

Jアラートが発令されました。児童生徒のみなさんは担任の先生の指示に従ってください。窓とカーテンを閉め、できるだけ窓から離れ、机や椅子の下にもぐり、自分の頭や体を守る行動をとってください。次の指示があるまで、そのまま身の安全を守る行動を確保してください。

- 2 本部設置・・・ 校長を本部長として、本部を事務室に設置する。
- 3 情報の収集・・・ 本部は、テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集に努め、速やかに全職員に情報を提供する。
- 4 ミサイルが日本の領土・領海の上空通過が確認された場合・・・
校内緊急放送により、ミサイル通過が確認されたことを告げ、避難待機を解除する。
- 5 ミサイルが日本の領土・領海への落下が確認された場合・・・
ミサイルの落下場所等の情報を伝え、続報があるまで、引き続きそのまま身の安全を確保するように指示する。
- 6 ミサイルの安全が確認された後の状況確認・・・
弾道ミサイルによる被害状況を把握するために、本部の指示に従って、児童生徒の健康状態、校舎周辺の安全確認を行う。
- 7 安全確保・・・ 本部が学校周辺、国道10号線周辺の状況や日向住吉駅の状況を把握し、安全が確認できるまで、児童生徒を下校させずに教室で待機させる。
- 8 下校判断・・・ 学校周辺の安全が確認され、国道10号線周辺、日向住吉駅（JR）、通学路及び児童生徒の居住地域の安全が確認されたと本部が判断した場合、児童生徒を下校させる。
ミサイルの着弾状況によって、下校が困難な場合は、保護者への引き渡しについて、teturu等で連絡する。
- 9 関係機関への報告・・・ 校長が県教育委員会等へ学校及び学校周辺の状況について報告する。



留意事項

- ① 弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、政府から関係する地域住民に対してJアラート（全国瞬時警報システム）による緊急情報が伝達される。
- ② 爆音・爆風が想定されるため、目をしっかり閉じて、両手で耳を塞ぎ、姿勢を低くし、頭部を守る体勢をとる。
- ③ 不審な物を発見した場合には、決して近づかず、直ちに警察・消防に連絡すること。

1.3 学校での弾道ミサイル発射に係わる対応（授業中）

	事前の対応	弾道ミサイル発射の対応	事後の対応
(職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの把握 ・児童生徒の緊急連絡先の確認 ・totoru 未登録者の確認 	<p>0分</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">弾道ミサイル発射情報（Jアラート）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">校内緊急放送（990）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; flex-grow: 1;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">避難行動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【屋外にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近くの建物の中に避難し、床に伏せて頭部を守る。 ○近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【屋内にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カーテンを開けて、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。 ○床に伏せて頭部を守る。 </div>  </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">10分</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">日本の上空を通過</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">日本の領海外の海域に落下</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">日本に落下する可能性がある</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl;">ミサイル通過情報</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl;">落下場所などの情報</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl;">直ちに避難の放送呼びかけ</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>屋内避難は解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不審な物を発見した場合には、決して近づかず、直ちに警察・消防に連絡する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-top: 10px;">落下場所などの情報</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-top: 10px;">追加情報があるまで引き続き屋内避難を継続する</div>	<p>15分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内、学校周辺、国道10号線周辺の状況や日向住吉駅の状況を把握し、安全が確認できるまで下校させず校内で待機する。 ・ミサイルの着弾状況によって、保護者への連絡。
(管理職)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの周知 	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">本部設置（事務室）状況把握対応策協議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">校内緊急放送により避難行動を指示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">職員への状況把握を指示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県教委、警察、消防に連絡</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">テレビ、ラジオ、インターネットから情報を収集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への状況把握の指示 ・警察（場合により消防も）への連絡 ・関係機関へ報告 ・保護者への連絡指示

1 4 さまざまな場面における避難行動の留意点

1 ミサイル発射に伴う避難時の基本行動

【屋外にいる場合】

- 近くの建物の中に避難し、床に伏せて頭部を守る。
- 近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- 床に伏せて頭部を守る。



2 学校にいる場合の留意点

【校舎内の対応の例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋等にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられる。

【校舎外の対応の例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられる。

3 校外活動中の場合の留意点

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちに避難する。
- 校外活動に際しては、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておく。また、活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難についても、事前に確認しておく。
- 児童生徒に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について事前に指導しておく。

4 登下校中の留意点

- 登下校中は、地震発生時と同様に、その時入手した情報に基づき児童生徒が自らの判断で冷静に行動できるように事前に指導をしておく。
 - 屋外ではミサイル発射情報が入手できないことがある。緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとなることを事前に指導しておく。
- #### 【自家用車・スクールバスにおける留意点】
- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する。周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。
 - バスに乗っている児童生徒の状況によって、車外に出ることが危険だと判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守る行動をとる。

1 5 児童生徒の失踪における対応（授業中）



1 失踪から本部設置まで

- 不明児童生徒の関係者（学級・学年職員）で**校内を搜索（一次搜索）**する。
- 同時に、学年主任→学部主事→管理職へ失踪報告をする。
- 管理職を本部長として、職員室に本部を設置する。
- 管理職は、行方不明の児童生徒と最後に一緒にいた職員等から状況を確認する。

2 情報伝達

- 本部は、該当する学部の学部主事（および高等部学年主任）、生徒指導主事、教務主任、該当するクラスの学級担任を招集する。
- 管理職は、状況を生徒指導主事等に伝え、二次搜索後の対応を検討・準備する。
- 学級担任は、児童生徒に関する正確な情報・特徴、一次搜索の状況などの情報を提供する。

3 二次搜索

- **失踪から10分以内**で見つからない場合、二次搜索に切り替える。
- 「**授業中失礼します。お手すきの先生方、職員室にお集まりください**」の校内放送で、行方不明児童生徒発生について全職員に知らせるとともに、**二次搜索**の合図とする。
- 全体指揮は、生徒指導主事が行う。（担当箇所については**別紙**参照）
※状況に応じて校外搜索の対応を検討・準備する。

4 校外搜索

- **校外搜索**に切り替える際は、児童生徒については、必要に応じて学部学年ごとの集中管理とする。（割り当て教室については**別紙**参照）
- 搜索に当たるペアは2名1組とし、搜索地図をもとに、児童生徒の実態を考慮しながら、搜索範囲を策定する。
※搜索するペアは当該学年職員と他学部職員のペアが望ましい。
- 校外搜索は、徒歩・自転車（5台使用：鍵は事務室保管）・自動車で行う。（担当箇所については**別紙**参照）
- 本部は、校外搜索を開始したことを事務室に伝える。事務室の職員は、集中管理教室（自立活動室、リサイクル室）を急いで解錠する。
- 本部は、搜索担当者および校内職員に対して搜索状況、所在確認の有無等を teams 等で連絡する。搜索担当者は、有力な情報を得られたら、すぐに本部へ電話連絡をする。

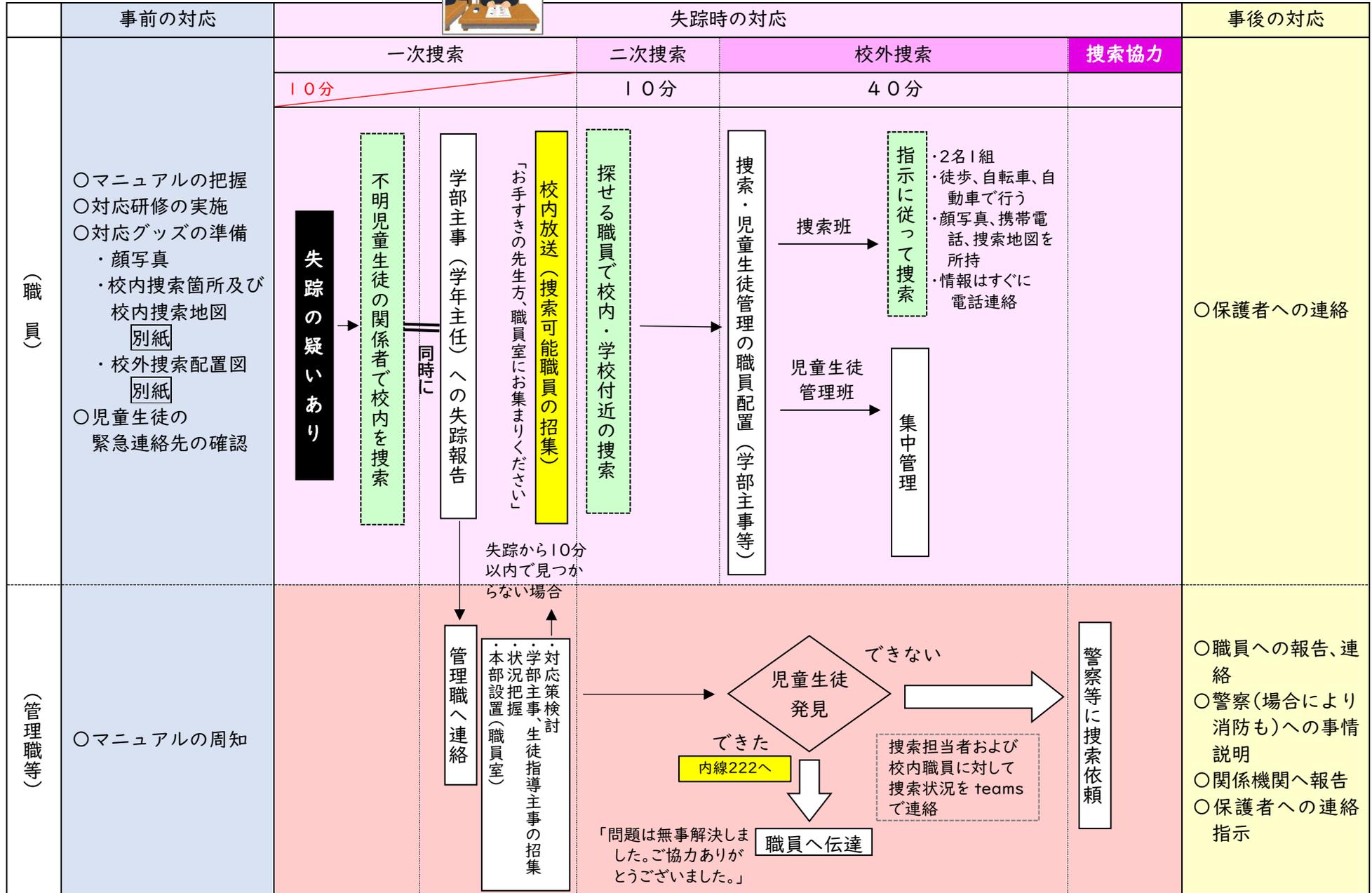
5 捜査協力

- 搜索状況を考慮しながら、管理職が警察、各公共交通機関に搜索依頼をする。
※北警察署(28-1411)、宮児タクシー（25-4815）、日向住吉駅（39-1630）その他

留意事項

- ① 保護者への連絡は、本部からの指示を受けて学級担任が行う。
- ② 一・二次搜索の搜索箇所については、年度初めに決めておく。（**別紙**参照）
- ③ 校外搜索の際は、対象生徒の顔写真、携帯電話、搜索地図を所持する。
- ④ 教務主任は、対象児童生徒の顔写真、地図の準備を行う。（個人情報の取り扱いには十分気をつける）また、職員へteams等で情報発信を行う。
- ⑤ 授業中の搜索では、児童生徒が放置されないように留意する。（二次失踪防止）
- ⑥ 学級担任、学部主事、生徒指導主事は、本部で待機し臨機応変に動けるようにする。
- ⑦ **校外搜索は行方不明発覚後、60分以内を目安とする。**

15 失踪児童生徒の失踪における対応（授業中）



1 6 児童生徒の失踪における対応（登校途中）



1 行方不明から本部設置まで

- 8：45に登校が不明の場合、靴箱等を確認した後、学年や学部の職員で校内を探索する。
- 9時をめぐりに担任が登校していない児童生徒の保護者に確認の連絡をする。
- 所在確認ができない場合(連絡が取れない場合も含む)は、ただちに学年主任→学部主事→管理職に連絡する。
- 管理職を本部長として、職員室に本部を設置する。

2 一次探索

- 本部は、該当する学部の学部主事（および高等部学年主任）、生徒指導主事、教務主任、該当するクラスの学級担任を招集する。
- 学級担任は、探索に関する情報・身体的特徴などを本部に伝達する。また、保護者と継続して連絡を取り合いその情報も逐次報告する。
- 管理職は、担任等から状況を確認するとともに、所在確認や探索の方法について協議する。
- 生徒指導主事の指揮のもと、授業に支障のない範囲で、通学経路を中心に**一次校外探索**に出る。
※一次探索の状況に応じて二次探索の対応を検討・準備する。

3 二次探索

- 失踪から**30分～1時間以内**に見つからない場合、二次探索に切り替える。
- 「**授業中失礼します。お手すきの先生方、職員室にお集まりください**」の校内放送で、行方不明児童生徒発生について全職員に知らせるとともに、**二次校外探索**の合図とする。
- 二次探索の指揮を生徒指導主事が行う。（探索箇所については、状況で判断）。
- 管理職は、委員会に報告するとともに、関係機関等への探索協力要請を行う。
- 児童生徒については、必要に応じて学部学年ごとの集中管理とする。
（割り当て教室については**別紙**参照）。
- 探索に当たるペアは2名1組とし、探索地図をもとに、児童生徒の実態を考慮しながら、探索範囲を策定する。
※探索するペアは当該学年職員と他学部職員のペアが望ましい。
- 本部は、校外探索を開始したことを事務室に伝える。
- 探索担当者は、有力な情報を得られたら、すぐに本部へ電話連絡をする。
- 本部は、必要に応じて探索担当者および校内職員に対して情報を teams 等で連絡する。

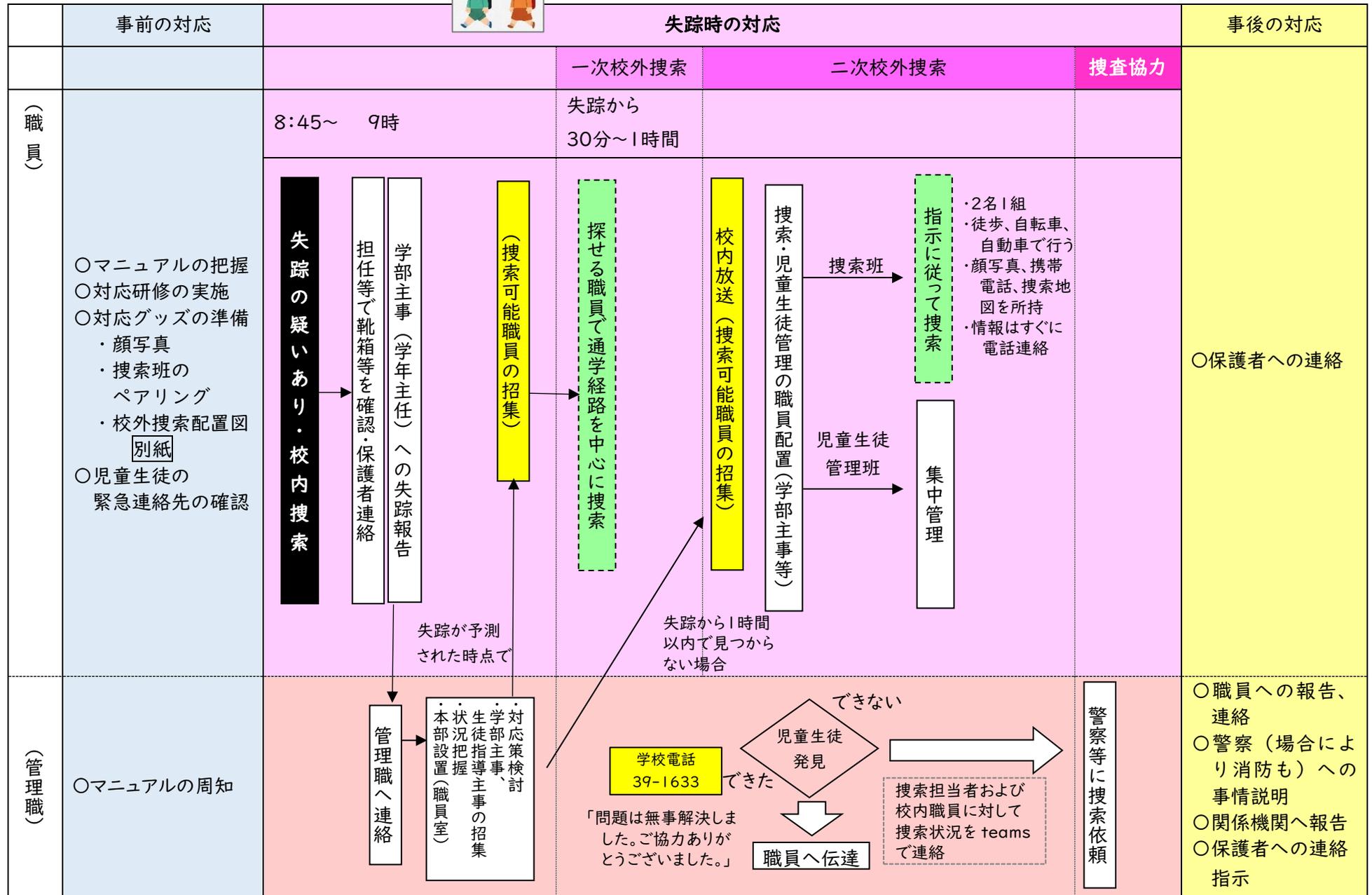
5 捜査協力

- 探索状況を考慮しながら、管理職が警察、各公共交通機関に探索依頼をする。
※北警察署(28-1411)、宮児タクシー(25-4815)、日向住吉駅(39-1630)その他

留意事項

- ① 保護者への連絡は、本部からの指示を受けて学級担任が行う。
- ② 教務主任は、対象児童生徒の顔写真、地図の準備を行う。（個人情報の取り扱いには十分気をつける）また、職員へみや中央メール等で情報発信を行う。
- ③ 校外探索の際は、対象生徒の顔写真、携帯電話、探索地図、小銭を所持する。
- ④ 学級担任、学部主事、生徒指導主事は、本部で待機し臨機応変に動けるようにする。
- ⑤ 校外探索は行方不明発覚後、60分以内を目安とする。

16 失踪児童生徒の失踪における対応（登校途中）



1 7 児童生徒の失踪における対応（下校後・休日等）

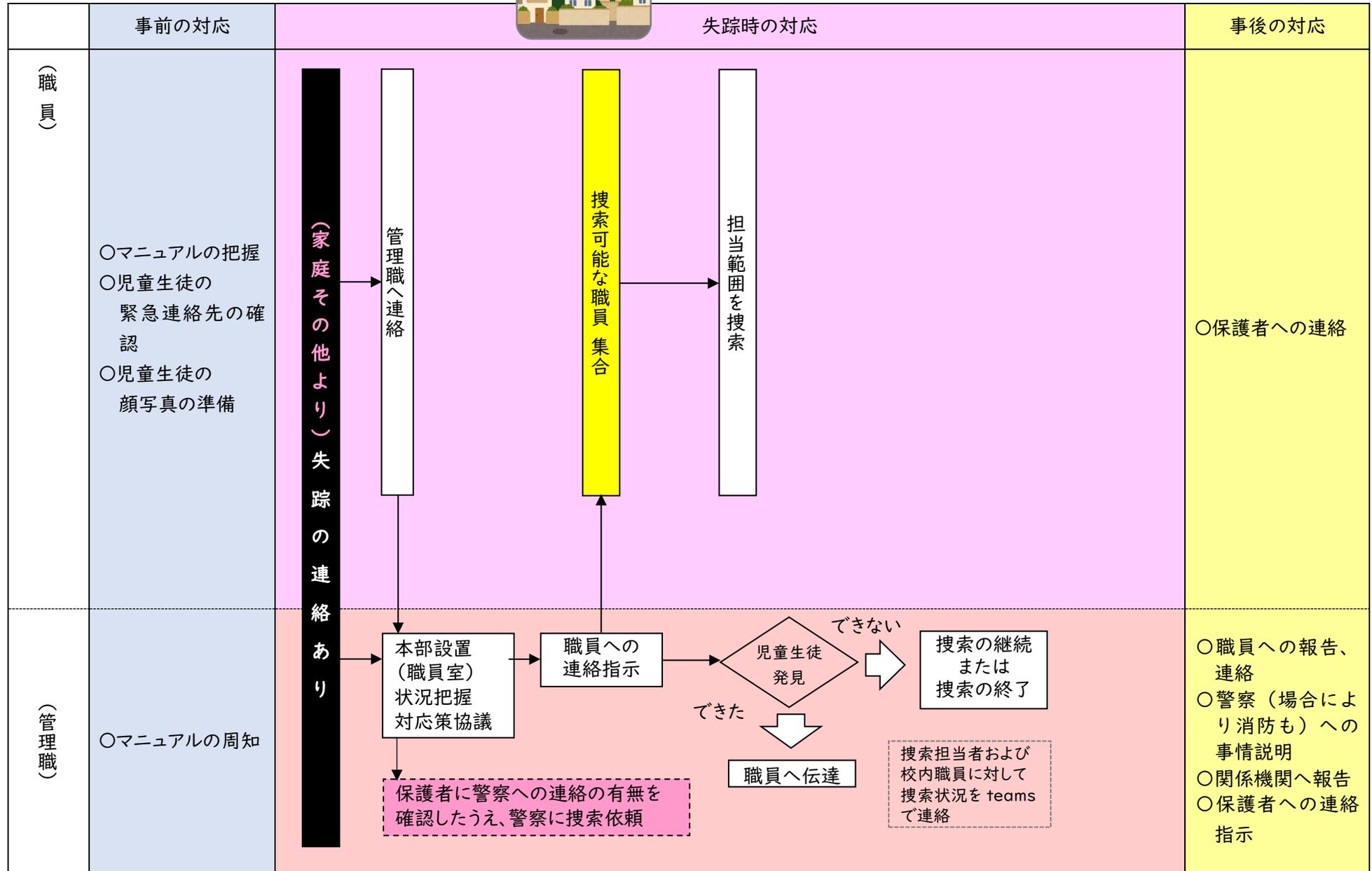


- 1 行方不明・・・学校（警備員を通じて）または管理職に一報が入る。
関係職員（学級担任、副担任、学部主事、学年主任、生徒指導主事）に連絡する。
- 2 本部設置・・・管理職を本部長として職員室に設置し、該当する学部の学部主事及び高等部学年主任、生徒指導主事、教務主任、該当するクラスの学級担任を招集する。管理職は、保護者から状況を確認する。
- 3 情報伝達・・・管理職は、状況を生徒指導主事等に伝え、teamsを利用して全職員に連絡する。
内容例：○学部○年○組△さんが□□時頃から所在が不明です。
捜索に協力できる職員は学校に集合。学校に向かう途中、車窓より所在を確認。所在不明になった場所は□□付近です。自宅は○○、服装は△△、特徴は××。
- 4 捜査協力・・・本部は本部設置後、情報収集し対応する。
また、保護者に警察への連絡の有無を確認したうえ、警察に捜索依頼をする。

留意事項

- ① 本部及び学級担任は、保護者との連絡が常時可能な状態にしておく。
- ② 本部は、警察と連絡を取りながら、場合によっては職員による捜索の終了も想定しておく。

1.7 失踪児童生徒の捜索における対応（下校後・休日等）



1 8 児童生徒の失踪における対応（校外学習中等）



1 行方不明

- 校外学習引率者で近辺を探索（一次探索）する。
- 5分経過または、失踪が予測された時点で、学年主任→学部主事→管理職へ失踪報告をする。

2 本部設置

- 管理職を本部長として、職員室に設置する。
- 管理職は、引率責任者から状況を確認する。

3 情報伝達

- 本部は、該当する学部の学部主事（および高等部学年主任）、生徒指導主事、教務主任、該当するクラスの学級担任を招集する。
- 管理職は、状況を生徒指導主事等に伝え、校外探索等の対応を検討する。

4 校外探索

- 一次探索で発見できなかった場合は、校外探索に切り替える。
「授業中失礼します。○学部のお手すきの先生方、職員室にお集まりください」の校内放送を入れることで、不在児童生徒発生について知らせるとともに、校外探索の合図とする。
- 児童生徒については、必要に応じて学部学年ごとの集中管理とする。（割り当て教室については別紙参照）
- 探索に当たるペアは2名1組とし、探索地図をもとに、児童生徒の実態を考慮しながら、探索範囲を策定する。
- 校外探索は、徒歩・自転車・自動車で行う。
- 本部は、校外探索を開始したことを事務室に伝える。
- 本部は、探索担当者および校内職員に対して探索状況、所在確認の有無等を teams で連絡する。
- 探索担当者は、有力な情報を得られたら、すぐに本部へ電話連絡をする。

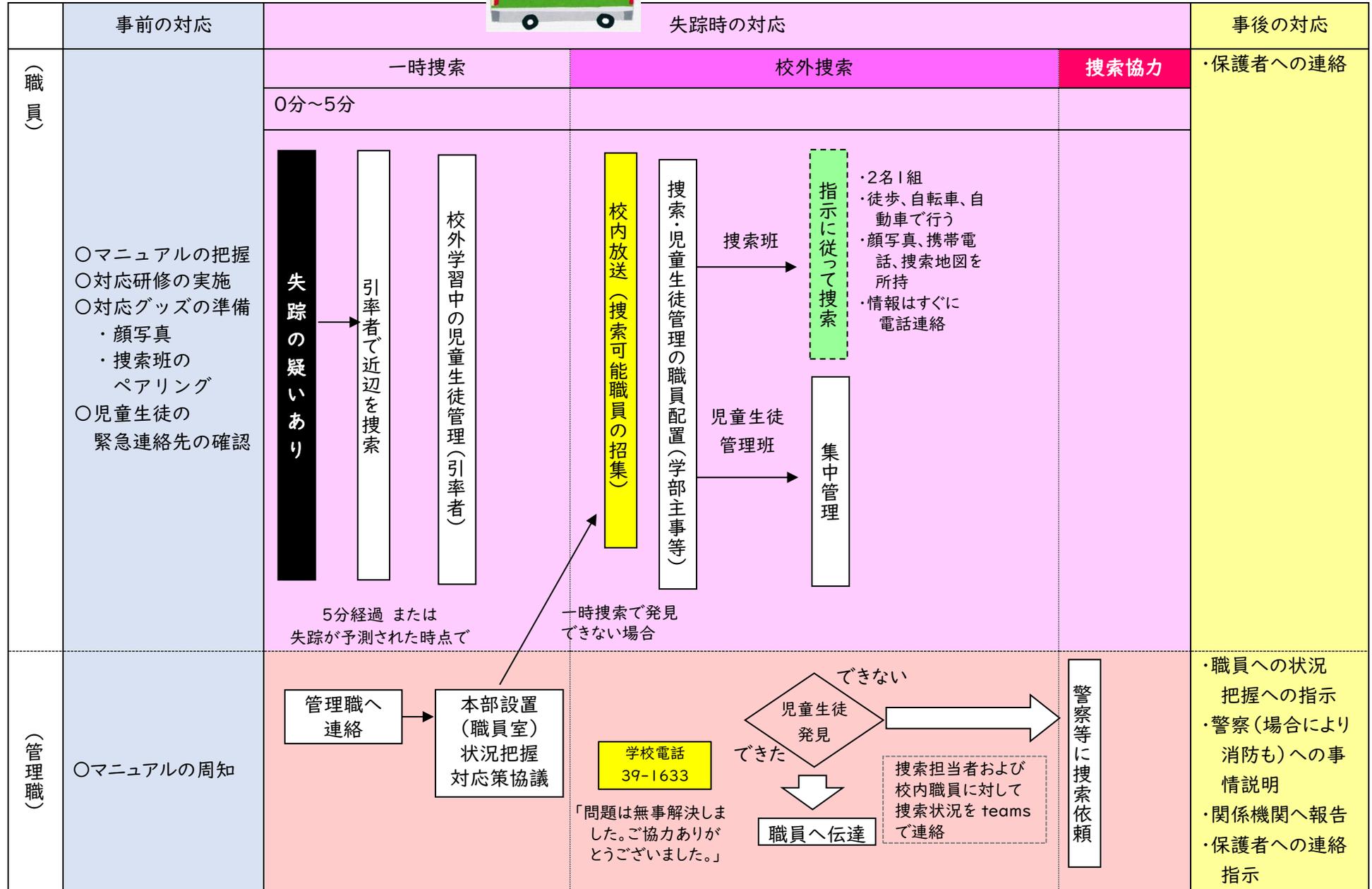
5 捜査協力

- 探索状況を考慮しながら、管理職が警察に探索依頼をする。

留意事項

- ① 保護者への連絡は、本部からの指示を受けて学級担任が行う。
- ② 学級担任は、校外学習の準備物として生徒写真、緊急連絡先を必ず携帯すること。
- ③ 修学旅行等、県外で児童生徒が失踪した際、上記3以降については本部の指示に従う。

18 失踪児童生徒の捜索における対応(校外学習中等)



別紙

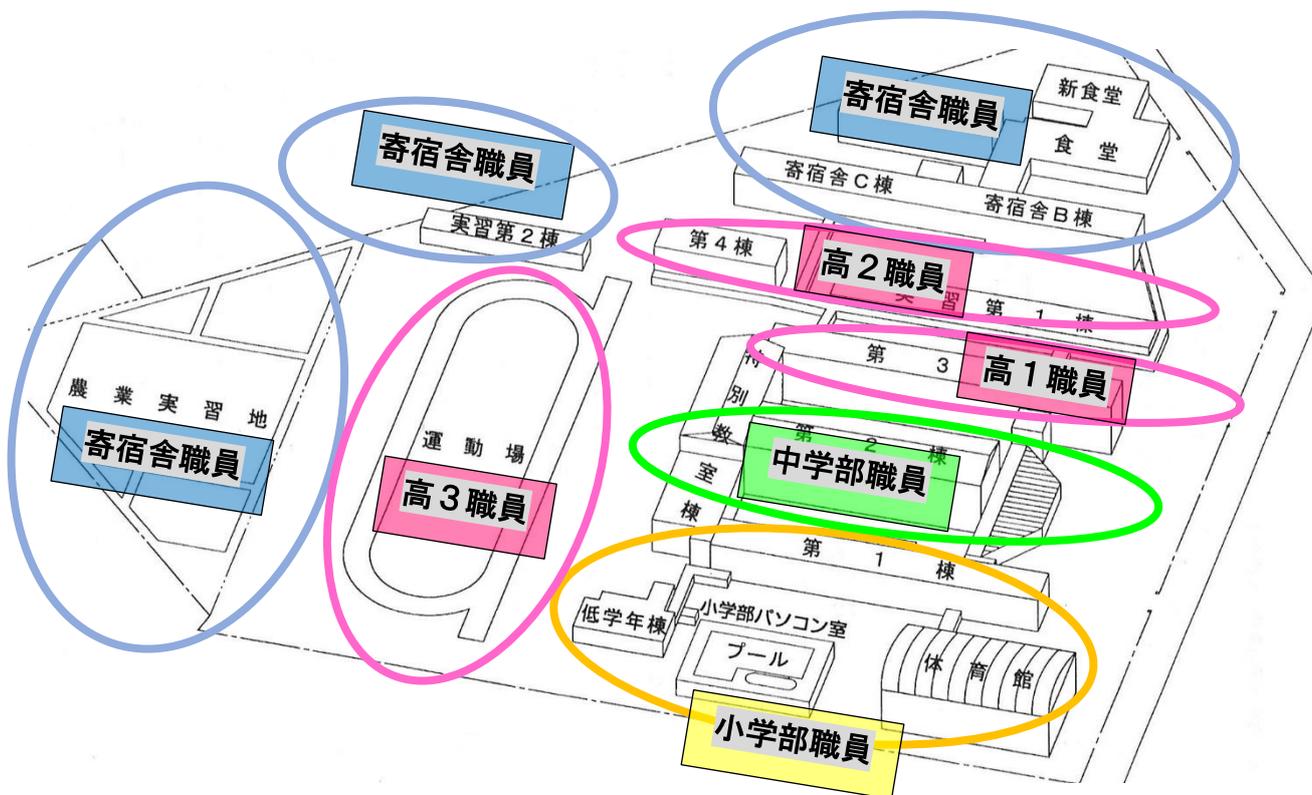
○ 児童生徒失踪時の校内搜索箇所（目安）（2024年4月から2025年3月）

小学部職員	・小学部各教室 ・第1棟全体（トイレ、遊戯室など）とその周辺 ・低学年棟 ・プール周辺 ・体育館とその周辺
中学部職員	・中学部各教室 ・第2棟全体（トイレなど）とその周辺 ・玄関周辺 ・特別教室棟（音楽室、視聴覚室など）
高等部1年職員	・高等部1年各教室 ・第3棟全体（トイレ、図書室など）とその周辺
高等部2年職員	・高等部2年各教室 ・第4棟全体（トイレなど）とその周辺 ・実習第1棟（木工室など）とその周辺
高等部3年職員	・高等部3年各教室および運動場周辺
寄宿舍職員	・寄宿舍とその周辺 ・新食堂、食堂 ・実習第2棟（農場棟）とその周辺 ・農場実習地

※授業中の搜索は、空き時間の職員、各学部の副担任を中心（授業TIを除く）に行う。

○ 児童生徒失踪時の校内搜索地図（目安）（2024年4月から2025年3月）

※ 児童生徒失踪時の校内搜索地図は毎年4月に教室配置変更に合わせて変更する。



○ 児童生徒失踪時の集中管理教室

小学部	低学年	各クラスまたは近隣学級 ※遊戯室、視聴覚室、自立活動室も使用可
	中学年	
	高学年	
中学部	1年	各クラスまたは近隣学級 ※リサイクル室、美術室、音楽室も使用可
	2年	
	3年	
高等部	各クラスまたは近隣学級 ※職業室、家庭科室、被服室も使用可	

○ 児童生徒失踪時の校外搜索箇所（初期搜索）

(A) 219号線まで、(B) 石崎川周辺、(C) アタックスまで、(D) 泰翁寺まで、(E) マルミヤまで



※ 搜索に関する生徒情報、写真、詳細な搜索担当地図は本部より配布する。

○関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ、本校の学校安全を推進するものである。



○危機管理のポイント

- ・児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- ・学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- ・指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- ・常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

○教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知内容
年度当初の職員会議での確認	・本マニュアルに定める重要事項全般
訓練ごとの周知	・発生事象別の緊急対応手順

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

○児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	新学年開始時期の学級活動・HR 各種防災訓練・防災学習週間	* 本校で想定される事故・災害等 * 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項

		* 事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動
保護者	HP PTA 総会	* 危機管理マニュアルの公開 * 事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引渡し等）

○マニュアルの配布

新転任時に本マニュアルを配布する。本校に在職期間中は、本マニュアルを携行する。

○マニュアルの見直し

隔年で見直しを行い、大きく修正があった場合は全職員に修正後のマニュアルを配布し、周知する。軽微な修正については該当する箇所のみ差し替える。

○本校の立地

標 高：約 8m

建物高さ：3 階まで 7m（15m）

位 置：海岸より約 2.5 k m

ハザードマップ？

○避難所等の指定状況

令和 5 年 4 月 1 日より、宮崎市指定福祉避難所に指定されている。

○事故・災害等発生時の基本的な対応の流れ

○点検 概要は学校要覧に掲載

○ヒヤリハット必要？

○緊急持ち出し品

児童生徒個票、引き渡しカード、

緊急時持ち出し品の担当者順位は以下のとおりとする。

順位	役職
1	教頭（防火管理責任者）
2	教頭
3	教務主任

事件・事故・災害等発生時の情報整理様式 記録者（ ） 月日 時間 発生した事柄 対応者 学校対応 補足
 : : : : : 記録すべき内容の例 ● 事件・事故・災害被害等の発生状況・概要 ● 負傷者・被害者の事件・事故・災害発生直後の状況（氏名、学年、保護者氏 名、症状、応急手当、搬送時刻、搬送先）
 ● 学校の対応状況（時刻、対応者名・関係者名） ● 学校から外部への連絡状況（時刻、対応者名・関係者名） ● 警察等関係機関との連携状況 ● 報道機関等への対応状況 事故・災害時における状況判断と意思決定のため

※ 本部を設置した場合、本部長は校長とする。不在の場合は、教頭→教頭→事務長が本部長となる。